

2024年度定例のリスト改正等を含む パブリックコメントが開始

CISTEC 事務局

1. はじめに

2025年1月31日に「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等（重要・新興品目等）に対する意見募集について」と「外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）に対する意見募集について」の、いわゆるパブリックコメントが開始された。3月1日が締め切りである。

I. 「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等（重要・新興品目等）に対する意見募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASNAME=PCMMSTDDETAIL&id=595125012&Mode=0>

- （1）重要・新興技術関連品目等に係る改正
- （2）規制の合理化・適正化に係る改正
 - ① 包括許可制度の見直し（合理化）
 - ② 特定の品目に係る輸出管理の見直し（適正化）
 - ③ 返品等に伴う輸出管理の見直し

II. 外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）に対する意見募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASNAME=PCMMSTDDETAIL&id=595125013&Mode=0>

- （1）補完的輸出規制の見直し
 - ① 通常兵器キャッチオール規制の見直し

- ② グループA国経由の迂回対策
- （2）輸出管理に係る制度・運用の合理化
- ① CL（チェックリスト）の見直し
 - ② 外国軍隊の防衛装備の持ち帰りに係る手続の合理化
 - ③ 展示会等の技術提供に関する手続に合理化
- （3）技術管理強化のための官民対話スキームに係る技術の追加

今年度は、定例の国際輸出管理レジーム合意にもとづくリスト規制の改正の他に、昨年4月の産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の「中間報告」に盛り込まれた数々の提言の具体化もあり、盛りだくさんのものとなった。

ここで、昨年4月24日の経済産業省のニュースリリースを借用する形で「中間報告」のおさらいをしておくと、すでに施行されている技術管理強化のための官民対話スキームも含めて、以下の項目が提言された。

- 1. 汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりに対応した補完的輸出規制の見直し
- 2. 技術管理の重要性が高まる中、外為法の仕組みを活用した技術管理強化のための官民対話スキームの構築
- 3. 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携
- 4. 安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の

合理化・重点化

これ以外で、パブリックコメントの対象になっているのは、防衛装備品の国際展示会での説明等に関する包括役務取引許可の新設である。

以下、解説する。

＊なお、2024年度のこれまでの主な改正は「**政省令改正概要早見表**」を手がかりに別紙-1にまとめています。

2. 中間報告の提言の具体化

ここで、中間報告の提言が、どう具体化されようとしているのか、中間報告の提言の順にしたがって簡単に「素描」しておくことにする。

(1) 補完的輸出規制の見直し (IIの(1)に対応)

1) 通常兵器キャッチオール規制の見直し (IIの(1)①に対応)

通常兵器キャッチオール規制は、インフォーム条項を除けば、貨物（輸出令別1の16の項）は輸出令第4条第1項第三号ハと通常兵器開発等省令の規定で、技術（外為令別表の16の項）は貿易外省令第9条第2項第七号ハと通常兵器開発等告示の規定で規制されている。さらに補完規制通達で、用語の解釈等が規定されている。

i. 客観要件の追加

通常兵器キャッチオール規制は、現状では「輸出令別表第3地域に掲げる地域（①グループA国）」以外に規制が課せられているが、その地域区分と客観要件についての改正の方向は次のとおりである。

- ・ 輸出令別表第3の2地域（②国連武器禁輸国）：
用途要件 → 用途要件＋**需要者要件**
- ・ ①と②以外の地域（③一般国）：（客観要件なし）
→ **用途要件＋需要者要件**

ii. 16の項の貨物・技術

16の項の貨物・技術は、現行では、貨物は輸出令別1の16の項として、技術は外為令別表の16の項として規定されている。

これを貨物は16の項（1）として兵器転用の懸念が高い①工作機械（1から6まで）、②航行用無線機器（7）、③集積回路（8）、④航空機、部品（9）、

⑤航行用機器（10）、⑥検査用機器（11、12）の6品目（特定品目）に限定し、(2)は(1)を除く現行の全品目と再規定する。16の項（1）の貨物等省令は第14条の2として関税定率法別表（いわゆるHSコード）で規定される。技術は16の項のまま、貨物等省令も（若干の修正はあるが）第28条のままである。

今般、輸出令別1の16の項の貨物が、16の項（1）と（2）に2分割される訳であるが、これは2008年11月施行の政令等改正で、従前の別1の16の項が、16の項（1）と16の項（2）に分割された流れと共通性がある。ちなみに2008年度の改正も通常兵器キャッチオール規制の見直しによるものであり、16の項（1）は、「1 ニッケル合金又はチタン合金」以下32の特定品目が規定されていた。

iii. 輸出令第4条第1項第三号、貿易外省令第9条第2項第七号

貨物は、輸出令第4条第1項第三号は、輸出令別1の16の項（1）の規定として、同じく第四号は16の項（2）の規定として再規定される。このため少額特例条項である第四号が第五号にスライドする。

技術は、貿易外省令第9条第2項第七号が、第七号は輸出令別1の16の項（1）の技術の、第八号は輸出令別1の16の項（2）の技術の規制として再規定される。

iv. 通常兵器開発等省令、通常兵器開発等告示

通常兵器開発等省令は（核兵器等開発等省令のように）、第一号に用途要件、第二号、第三号に需要者要件が規定される。③一般国（16の項（1）：特定品目のみ）と②国連武器禁輸国向け輸出に適用される。

通常兵器開発等告示は（核兵器等開発等告示のように）第一号に用途要件、第二号、第三号に需要者要件が規定される。③一般国（16の項（1）：特定品目のみ）と②国連武器禁輸国向け技術の提供に適用される。

現行は、③一般国向けはインフォーム要件しか課せられていないが、これによって大きく内部審査等の管理が増えることになる。

v. 補完規制通達

補完規制通達もこれら一連の改正を受けて、特に需要者要件が新しく追加されるので、**通常兵器キャッチオール規制の強化に伴い「明らかなガイドライン」**が大幅に改正される。

⑰は「外国ユーザーリスト」関連の項目であるが、**需要者の関与の懸念される種別が「通常兵器」として「外国ユーザーリスト」に盛り込まれることになる。**

⑱では、国連武器禁輸国向けの輸出等についても通常兵器の開発等を強く意識した項目として新設される。

2) グループA国を経由した迂回に対する措置（II（1）②に対応）

迂回防止のために、現行ではキャッチオール規制の対象外である①グループA国にも大量破壊兵器キャッチオール規制、通常兵器キャッチオール規制ともどもインフォーム要件が課せられることになる。

このため、貨物は輸出令第1条第3項が追加され、輸出令別表第1の16の項貨物の輸出にあたり、経済産業大臣からインフォームされた場合は、外為法第48条第2項の輸出許可申請をすることになる。

技術は外為令第17条第2項が新設・追加され、外為令別表の16の項技術の提供にあたり、経済産業大臣からインフォームされた場合は外為法第25条第2項の役務取引許可申請をすることになる。

キャッチオール規制においては、初めての、画期をなす規制の導入になるものと思われる。

＊本件については、本誌の「別稿」も参照してください。

（2）技術管理強化のための官民対話スキームの構築（IIの（3）に対応）

このスキームについては、既に施行されており、今般は、「告示」第二号に定める「重要管理対象技術」が10品目から ①磁気センサ、②スポンジタン、③正負極バイнда、④固体電解質、⑤セパレータ製造装置の5品目の設計・製造技が追加されることになる。

重要管理対象技術は、今後も（増減の両方の観点から）随時見直しがされていくものと思われる。

＊なお、このスキームについては、既に施行されており、制度的なことも含めて、解説記事を2025年1月号の本誌に掲載しているので、参照ください。

「技術管理強化のための官民対話スキーム」に関するパブリックコメント結果及び改正貿易外省令、告示の公布について

（3）機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携（I（1）（2）②に対応）

・国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理等

リスト規制全体の改正の詳細の解説は、今後行う予定ではあるが、経済産業省の「意見募集について」では、「国際的な協調の下、責任ある技術保有国として、重要・新興技術の軍事転用防止を目的に、関連する特定品目を追加するとともに、技術的な仕様の見直し等（ワッセナー・アレンジメント等での一致を踏まえた改正を含む。）も行う。」ものとされている。そのうえで、重要・新興技術関連品目として以下が列挙されている。

「＜重要・新興技術関連品目＞

- ・輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の6の項（10）、7の項（15の3）、（24）若しくは（25）又は外国為替管理令（昭和55年政令第260号）別表の6の項（6）
- ・貨物等省令第5条第12号、第6条第1号ヨ若しくは第2号ヨ、第16号の3、第17号カ、レ、ソ、ツ、ウ、キ若しくはコからシまで、第17号の2ロ、第17号の3ニ、第18号の2、第25号若しくは第26号、第7条第7号、第18条第6項、第19条第1項第5号、同条第2項若しくは第3項第9号から第11号まで又は第20条」

内訳は、**先端半導体関連が貨物・技術あわせて15品目、量子コンピュータ関連が4品目、その他が2品目（金属積層造形装置、高温コ-ティング技術）**である。

また、特定の品目に係る輸出管理の見直し（適正

化)として以下が列挙されている。

「国際的な平和及び安全の維持の観点から、特定の貨物・技術の輸出管理を強化します。

- ・輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22)又は(23)の一部
- ・外為令別表7の項(1)の一部
- ・貨物等省令第1条第14号イからハまで又は第5条第2号イからハまで」

この2つのものが、リスト規制改正の全体の概要であると思われる。3年ぶりの政令改正を伴うものである。

＊リスト改正については「別紙-2」として別途まとめています。

(4) 安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化

1) 半導体製造に用いられる一部の圧力計やクロスフローろ過装置の部分品を特別一般包括許可の対象に追加(Ⅰ(2)①に対応)

中間報告では次のように説明されている。

「半導体製造用のポンプ・バルブは、WMD 関連品目であっても安全保障上の懸念が低い場合については合理化の対象としたが、同用途の圧力計やクロスフローろ過装置の部分品は、同様に転用懸念が低く、年間の審査実績が積み上がってきていると判断されることから、一定の条件の下、国際輸出管理レジームに参加していない国を含め、特別一般包括許可の対象とすべきである。」

これを受けて、輸出令別1の2の項(33)の圧力計は「ろ地域(ち地域を除く。)」向けを、輸出令別1の3の2項(2)4のクロスフローろ過装置の部分品(装置そのものではなく、部分品だけである!)を「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」向けを、半導体製造装置に組み込まれるものや半導体製造工程に用いられるものであって、半導体製造の需要者向けとするものは、特別一般包括許可の対象になる。ただし、ストック販売は認められず、誓約書や事後報告事前届出等の条件が課せられるのは、ポンプ・バルブと同様である。

2) インドや一部の ASEAN 諸国向けの工作機械の

輸出については、当該工作機械に移設検知装置が搭載され、輸出者が適切な管理をしているということが確認できる場合には特別一般包括許可の対象に追加(Ⅰ(2)①に対応)

中間報告では次のように説明されている。

「日本の工作機械企業は製造拠点としてインド及び ASEAN 諸国に進出していることや、新たな国家安全保障戦略や防衛装備移転協定等により我が国にとってインドや一部の ASEAN 諸国との関係が変化していることを踏まえ、インドや一部の ASEAN 諸国向けの工作機械の輸出については、当該工作機械に移設検知装置が搭載され、輸出者が適切な管理をしているということが確認できる場合には、特別一般包括許可の対象とすべきである。」

これを受けて、移設検知装置を搭載した2の項該当の工作機械とそのプログラムが、特別一般包括許可の対象になる。ただし、ストック販売は認められず、誓約書や事後報告、事前届出等の条件が課せられ、かつ以前は「韓国」だけの地域区分であった「り地域」(インド、シンガポール、フィリピン、マレーシアの4カ国として再規定される。)向け限定ではある。

3) 防衛装備関連

i. 我が国自衛隊と同志国部隊との共同訓練のため、同志国が我が国に持ち込んだ防衛装備の我が国からの輸出について、外為法の適用可否を含めた手続の簡素化(Ⅱ(2)②に対応)

輸出令第4条の柱書きには「法第48条第1項の規定は次に掲げる場合には適用しない。ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物についてはこの限りでない。」として、いわゆる武器の輸出についての特例の適用は、現行規定ではない。ここに「ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(第二号ホに掲げる貨物を除く。)については、この限りでない。」として、武器輸出の特例が新設される。

「第二号ホに掲げる貨物」とは具体的には、無償告示といわれるものに規定され、今回、無償告示第一号10として「外国の軍隊その他これに類する組織が自衛隊と実施する訓練に用いるために持ち込んだ貨物であって、当該訓練中又はその終了後に輸出するもの(我が国が締結し

た条約を履行するために許可を要するものを除く。』が追加される。

主語が「外国の軍隊その他これに類する組織」であり、本邦の輸出者には関係がない特例ではある。

運用通達の4-1-2にも関連する解釈等が追加される。

ii. 本邦において使用するために輸入された防衛装備を修理するために調達先に返送する際の手続の簡素化（Ⅰ（２）③に対応）

外国から調達した武器とその技術に不具合があったときに外国に返品する際の包括許可として「特別返品等包括輸出・役務取引許可」がある。

包括許可取扱要領の同許可の申請者の要件は、（１）ＣＰ／ＣＬ受理票の交付を受け、特別返品等包括許可に関する体制を整えている者であって、（２）実施状況調査を受けており、（３）過去１年間に該当貨物等輸出等を５回以上行った実績があり、（４）特別返品等包括許可に関する十分な知識を持った者を管理責任者とする社内体制を有する者、というものである。

この申請者の要件が、

①輸出者等遵守基準省令に定める該非確認責任者を選任し、特別返品等包括許可に関する体制を整えている者、又は

②ＣＰ／ＣＬ受理票の交付を受け、特別返品等包括許可に関する体制を整えている者

に緩和される。

iii. エアバック用の火薬類等を特別一般包括許可の対象に追加（Ⅰ（２）①に対応）

輸出令別表第１の貨物ではあっても、**防衛装備には分類されない１の項（３）の火薬類**の中のエアバック用の火薬類を「と地域②」向けに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象にする。１の項貨物・技術に関しては、「い地域①」（＝輸出令別表第３地域）向けに、輸出令別表第１の１の項（１）、（２）、（３）の貨物の一部とその使用の技術が特定包括許可の対象になっているが、特別一般包括許可の対象になるのは初めてである。

４）輸出者等概要・自己管理チェックリストの見直し（Ⅱ（２）①に対応）

ＣＰ受理票が交付されている輸出者は毎年７月に安全保障貿易管理検査官室に輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下ＣＬという。）を提出しているが、これは大幅に簡素化されることになる。

これは、「中間報告」では、次の箇所に対応するものと思われる。

「今後の立入検査は、輸出者の内部管理体制や保有する機微技術、輸出実績を踏まえ、高いリスクが想定される輸出者に重点を置き、懸念が低い輸出者の負担軽減を図るべきである。

上記にとどまらず、審査・検査の過程で得られる機微な情報の把握の必要性を考慮しつつ、提出書類の省略や簡素化など、一層の合理化を不断に行う必要がある。」

ＣＬを簡素化し、報告の内容も簡単なものになるが、これは内部管理を緩和してもいいということではない。輸出管理部門は、従来どおり内部の管理を適格に実施し、その状況を十全に把握し、立入検査にいつでも対応できる常態にしておくことが必要である。

ただし、この簡素化によって、負担軽減は期待できるものがある。

５）中古工作機械に係る手続の適正化（Ⅰ（２）に対応）

中間報告では次のように説明されている。

「中古の工作機械を輸出する場合は、製造した企業と輸出者が異なることから、該非判定や取引審査を怠るなど適切な輸出管理がなされない事例が散見される。このため、中古の工作機械の輸出者に対し、注意喚起等の指導を含む厳格管理に向けた取組を強化すべきである。」

この提言を受けて、工作機械の位置決め精度等は、（１）当該工作機械の製造者、（２）製造者以外の者が行う場合、と区分し、後者の製造者以外の者が行う製造した日から２０年超のものの取り扱い、（１）の製造者が行う取り扱いも含めて現行どおりである。今般、製造者以外の者が行う製造した日から２０年以内のものの取り扱いが新たに規定される。

具体的には、製造者以外の者が実測値で該非判定をする場合、製造者に妥当性を確認したうえで、経済産業省に届出を行うこととする（届出を行わない場合は「申告値」又は「カタログ値等で該非判定を行う。」）。この「届出」が規制強化となる。

経済産業省は、「届出」が適切であれば、「届出受理票」を発行し、製造者以外の者が輸出をする場合、この「届出受理票」は通関の際に税関に提出し、確認してもらうことになる。

3. 中間報告提言以外の具体化

・武器技術（使用の技術）の包括許可（Ⅱ（２）③に対応）

本件は、中間報告の対象ではなく、CISTEC 制度専門委員会防衛装備移転手続等対応 WG が 2025 年 1 月 24 日に提出した「防衛装備移転に係る手続きの環境整備に向けた課題について（要望）（その 3）」の中の要望のひとつである。

ここでは次のように要望している。

「・・・展示会等を対象にした簡便で包括的な許可制度の創設を要望いたします。その際、展示会等で提供する防衛装備品に関する基礎的マーケティング情報について、防衛省の事前確認は必要になると考えるものの、展示会等の都度、経済産業省に役務取引許可申請を行うことは手続き負担が大きく、かつ、展示会会場で誰に情報を提供するかといった需要者の特定も現実的ではないことから、防衛省に展示会毎に又は対象技術毎に提供する情報の事前確認を行うことを条件に、一定期間内に開かれる展示会等において需要者を特定することなく、展示品の説明などの情報提供ができるような包括的な許可制度の創設を検討いただきたい。」

この要望が、「包括許可取扱要領」の「Ⅵ 展示会等包括役務取引許可」として実現するのである。

対象技術は、外為令別表の 1 の項の技術（事前に基本技術情報に係る関係行政機関（たとえば防衛省等であると思われる。）の長の意見書等を得た技術）であり、次のような局面での適用が見込まれる。

- ① 非居住者も参加する展示会、情報交換会での防衛装備に関する説明等
- ② 外国政府要人等の防衛装備の工場見学等
- ③ 外国事業者の許諾を得て実施する技術の実施

状況の説明等

有効期間は 3 年間であり、申請者の要件も輸出者等遵守基準省令の該非確認責任者と統括責任者を選任するだけでよく、防衛産業の関係者にとっては、都度の許可申請の負担が軽減することが期待できる。

ただし、防衛装備に関しては、「要望書（その 3）」にあるように、これ以外にも課題が少なからずあり、関係者の経済産業省その他の政府機関への、地道な、粘り強い働き掛けが必要であり、CISTEC としてもそのサポートに努めていくことにしている。

＊本件については、本誌の「防衛装備の移転に係る制度運用面の改善要望について－要望書（その 3）の提出－CISTEC 防衛装備移転手続等対応 WG」も参照してください。

4. おわりに

パブリックコメントの全体は例年に比べて多いものがあり、この「素描」にすぎない解説では、細部まで触れることができなかった。

今後、パブリックコメントが検討されて公布－施行の段階に進むが、おそらくはリスト改正等は、3 月末ごろ（閣議決定が必要であり、ぎりぎりの金曜日か？）に公布され、2 ヶ月後の 5 月末に施行されると思われる。この間にパラメータシートの改定作業を進めることになる。新年度の委員会活動の体制が十分ではないなかでの作業になる。

一部の公布は 4 月にずれ込むであろうと思われる。

なお、通常兵器キャッチオール規制の見直しの施行は公布から 6 ヶ月後であることが、資料「産講審安保小委を踏まえた補完的輸出規制の見直しについて」（令和 7 年 1 月 貿易経済安全保障局）で示されている。大きな制度改正であり、十分な周知期間を確保するものであろうと思われる。

また、今回の改正には緩和の要素もあり、それらは公布－即日施行となると思われる。

今般のパブリックコメントのボリュームは大きく、理解のためには多大な時間を要すると思われ、経済産業省には早期の説明会開催を要請していく所

存です。

以上

2024年度 改正状況について

今年の改正状況について

2024年2月1日施行の省令等改正以降の改正についても（記録の意味も込めて）本稿で解説しておきたい。

1. 運用通達の1の項「火薬類」の解釈の（実質的）改正（5月28日公布・5月29日施行）

「火薬類」の解釈の除外規定（「次のいずれかに該当するものを除く。」）の二は、他法令である「火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。）第1条の4第七号に規定する経済産業大臣が指定するもの」に示す「火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示」を引用して規定されている。この告示が5月28日に改正され、2品目が追加された。

四十三 着衣型エアバッグガス圧力容器封板せん孔器であって、次の要件を満たすもの

- イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一七グラム以下であること。
- ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、圧力容器の封板をせん孔することによりガスを放出させる構造であること。
- ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
- ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
- ヘ 作動後の押出ピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

四十四 電路を短絡させるアクチュエーターであって、次の要件を満たすもの

- イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・三三五グラム以下であること。
- ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、電路を短絡させる構造であること。
- ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
- ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
- ヘ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

解釈規定の表面上の改正はなくても、自動的に改正される仕組みになっているため、「（実質的）改正」とした所以である。施行日は5月29日。

2. 包括許可取扱要領の（実質的）改正（6月28日施行、6月26日公布・7月3日施行）

昨年12月20日公布、12月27日に施行で、包括許可取扱要領が改正された。特別一般包括許可、特定包括許可、特定子会社包括許可の「包括許可の範囲」に係るものである。改正は同じ内容であるので、「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可」を例にとって説明する。

包括許可が適用できない範囲が「輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合」だけであったが、これに加えてロシア、ベラルーシ制裁がらみの「輸出令別表第2の4地域（アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン：この政令も昨年12月20日公布、12月27日施行）を仕向地とする輸出（告示第三号に規定する者との直接又は間接の取引に限る）又は同告示第三号に規定する者との役務取引にも拡大された。従来、包括許可は「仕向地」「提供地」で、適用範囲が規定されて来たが、初めて「者」への規制が導入されたことになる。

したがって、包括輸出許可マトリックス、包括役務取引許可マトリックスだけを見て、適用判断はできなく

なっていることに注意が必要である。

ここでいう告示は「輸出貿易管理令第2条第1項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で規定する者:令和5年 第162号」であるが、その第三号は「(ロシア及びベラルーシ以外の国の団体として) 外務大臣が定める者」であり、外務省告示そのものが規定され、具体的な「者」が規定されているわけでない。外務省告示が改正されれば、自動的に経済産業省告示も改正されることになっている。

6月21日に外務省告示が改正され、経済産業省告示は6月28日に施行され、ウズベキスタン1団体への輸出等が禁止された。また、輸出令別表第2の4に中国、インド、カザフスタンが追加された(6月26日公布・7月3日施行)が、これらの包括許可取扱要領の表面上の改正はなく、ただし、実質的な改正がなされたのである。

3. 経済産業省の組織改編(6月28日公布・7月1日施行)

経済産業省は7月1日で組織改編を行ったが、CISTEC と関係が深い貿易経済協力局を主体に、その改編を見ていくことにする。

6月25日付けのプレスリリース「経済産業省令等を改正し、経済産業省の組織を見直します」では「1.・・・と経済安全保障政策の推進体制強化」として「経済安全保障の確保に関する取組強化のための体制を整備するため」と理由を明らかにしたうえで、次のように述べている。

「● 貿易経済協力局を貿易経済安全保障局に改称し、省内の経済安全保障施策の総合調整を担う経済安全保障政策課を新設します。」

6月28日の「経済産業省令組織の一部改正」によれば、

貿易経済安全保障局

総務課

経済安全保障政策課

情報調査室

技術調査室

経済安全保障国際戦略企画官

貿易管理部

貿易管理課

貿易審査課

安全保障貿易管理課

国際投資管理室

安全保障貿易審査課

というように改編され、7月1日から施行された。

4. 同志国連携によるリスト改正(7月8日公布、9月8日施行)

2024年4月25日から5月25日まで、リスト改正を含む省令等改正のパブリックコメントが実施された。意見募集の趣旨・目的・背景には「今般、国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、軍事転用の防止を目的として、重要・新興技術に関連する特定の貨物及び技術を輸出管理の対象に追加することとしました。併せて、所要の手の整備や既存の品目の一部の仕様変更等を行うこととします。」とあった。

続けて、「なお、これらの貨物及び技術の輸出管理対象への追加は、国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえることとしたものです。また、既にいくつかの国が同様の措置を講じていることを確認しており、この措置は国際的にも調和のとれたものであり、企業にとっての公正な競争環境も確保されているものと認識しています。」とあり、レジーム合意事項に至っていないが、我が国独自規制ではなく、「国際的に調和のとれたも

のであり、「公正な競争環境の確保」、つまりレベルプレイング・フィールドも確保されている、同志国連携による規制だと述べているように思える。

2023年度の半導体製造装置23品目追加のときは「ワッセナー・アレンジメントを補完するとともに、半導体製造装置に関する関係国の最新の輸出管理動向なども総合的に勘察し、」とあり、今年度とはニュアンスが違って、我が国独自規制であることを伺わせるものであった。

CISTEC のパブリックコメントでは、2. 産業構造審議会 通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の「中間報告」（2024.4.24）との関連での意見を提出した。

【意見】

今般の改正(案)は、「中間報告」の「2. 3 (2) (ア) 国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理」でいうところの「先行管理」に相当するのか。また、「中間報告」では「管理対象品目の提案等の形で、国際輸出管理レジームへの貢献」も謳われていますが、今般対象となった品目について、今後、WAへどういう働き掛けをしていくのか、差し支えない範囲でお考えを開示いただきたくお願いいたします。

【理由】

今般の改正案ではWA合意品目ではない相補型金属酸化膜半導体、走査型電子顕微鏡、量子計算機等が含まれています。意見募集要項の「1. 意見公募の趣旨・目的・背景」には、「なお、これらの貨物及び技術の輸出管理対象への追加は、国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ行うこととしたものです。また、既にいくつかの国が同様の措置を講じていることを確認しており、この措置は国際的にも調和のとれたものであり、企業にとっての公正な競争環境も確保されているものと認識しています。」とありますが、中間報告でいう「先行管理」の措置例であることが明示されておりませんが、「先行管理」に相当すると理解していいのでしょうか。

この改正の公布は2024年7月8日であり、施行は9月8日である。

この公布日に、パブリックコメントの回答も公開された。それによれば、先の意見の回答は次のとおりである。

「今般の措置は、同報告書2. 3 (2) (ア)「国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の先行管理」に記載されている提言の趣旨と一致するものです。」

1. リスト改正について（貨物等省令・解釈）

(1) 輸出令別表第1の6の項

1) 貨物等省令第5条第八号（明確化）

八号の柱書き、ロの柱書き、ロの(四)の「組立品」という用語を「電子組立品」と改正される。運用通達の解釈も「組立品」から「電子組立品」となった。

本件に対するCISTECのパブリックコメントは次のとおり。

①貨物等省令

「今回のパブコメの対象ではありませんが、当該省令のワッセナー・アレンジメント（以下WA）の原文はそれぞれ以下のとおりです。① 2. B. 6. Dimensional inspection or measuring systems, equipment, position feedback units and “electronic assemblies”, as follows: ② 2. B. 6. b. Linear displacement measuring instruments or systems, linear position feedback units, and “electronic assemblies”, as follows: ③ 2. B. 6. b. 4. “Electronic assemblies” specially designed to provide feedback capability in systems specified by 2.B.6.b.3.; Electronic assemblies は、直訳に近い「電子組立品」とすべきと考えます。」

②解釈

「【意見】

①「組立品」を「電子組立品」とする。

②解釈の規定を次のようにする。

複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。

↓

複数の回路素子、個別部品又は集積回路等の電子部品を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。

「【理由】

この「組立品」の解釈は、ワッセナー・アレンジメントの次の DEFINITIONS が基になっていると思われます。 Cat 2, 3, 4 “Electronic assembly” A number of electronic components (i.e., “circuit elements”, “discrete components”, integrated circuits, etc.) connected together to perform (a) specific function(s), replaceable as an entity and normally capable of being disassembled. これを直訳に近い「(米国の輸出規制 (fc2.com))」から引用すると「Cat 2, 3, 4 “電子組立品” 特定の機能を行うように、相互に接続された多数の電子部品（即ち、回路素子、個別部品、集積回路等）であって、一体として交換可能であり、かつ、普通に分解することが可能なものをいう。」この直訳に近い解釈にすべきであると考えます。一方、たとえば、貨物等省令第12条第二号は「液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジン（略）であって、次のイ及びロに該当するもの又はそのために特に設計した組立品若しくは部分品」であり、にも「組立品」という用語が使われていますが、原文は、9. A. 2. ‘Marine gas turbine engines’ designed to use liquid fuel and having all of the following, and specially designed assemblies and components therefor: であり、assemblies が「組立品」となっています。13の項には「組立品」の解釈はなく、6の項の解釈がそのまま適用できませんが、ただ、同じ用語を用いるのではなく、これらとの差異化のためにも、“Electronic assembly” は、「電子組立品」とすべきであると考えます。なお、7の項「モジュール」の解釈は、「組立品」とはもちろん異なっているが類似の規定であり、「基板上に回路素子、個別部品又は集積回路を相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが不可能なものをいう。」とあります。）

この CISTEC の意見が採用されたものである。

(2) 輸出令別表第1の7の項

1) 貨物等省令第6条第一号カ（強化）

相補型金属酸化膜半導体集積回路（CMOS:Complementary Metal Oxide Semiconductor）が追加された。零下 268.65 度以下の温度で作動するように設計するもの、とあるように極低温で作動するものであって、量子関連、たとえば量子計算機に用いられるものが規制対象になる。解釈では「極低温 CMOS 又はクライオ CMOS」ともいう。」と規定されている。

2) 貨物等省令第6条第二号ワ（明確化）

「組立品」を「電子組立品」とする。

(1) 1) を参照。なお、解釈も「6の「電子組立品」の解釈に同じ。」となっている。

3) 貨物等省令第6条第十号（明確化）

「組立品」を「電子組立品」とする。

(1) 1) を参照。なお、解釈も「6の「電子組立品」の解釈に同じ。」となっている。

4) 貨物等省令第6条第十七号ヲ(緩和)

昨年度追加した品目(露光装置)の見直しのひとつ。従来の規制パラメータに、「同一装置による重ね合わせ精度の最大値が2.4ナノメートル以下のもの」が追加され、両者を満たして該当になるということで、緩和である。「重ね合わせ精度」の解釈も新設された。

半導体の製造工程では複数の配線層を積み重ねて行われるが、「このため、露光工程ではあらかじめ回路パターンと同時に重ね合わせ検出マークを焼きつけておき、次工程の露光工程ではこの重ね合わせ検出マークの位置を検出し、次工程回路パターンを焼きつける。この前工程と次工程の重ね合わせする量を、重ね合わせ精度という。」(半導体用語集)したがって、数値が小さいほど、重ね合わせ精度がいいということになる。

5) 貨物等省令第6条第十七号レ(明確化・強化・緩和)

昨年度追加した品目(成膜装置)の見直しのひとつ。(一)で「無電解メッキ」が追加された(強化)。また、「成膜するように設計したもの」の解釈として「半導体ウェハの処理を行う装置に限る。」と規定された(緩和)。

(二)は、①化学的気相成長法によりコバルトを充填するように設計したもの、②選択制のボトムアップ成膜を用いる化学的気相成長法によりタングステンを充填するように設計したもの、とコバルトとタングステンの充填方法を分けて規定し、わかりやすくなって、かつ空隙又は継ぎ目の最大寸法もなくなり、強化だと思われる(明確化・強化)。

(六)は、「原子層堆積装置」を「原子層堆積法により成膜するように設計した装置」としたうえで、2を「45度超」から「30度超」として作動範囲を広げた(強化)。

(十)は、「配線の全体」が加わり、隙間の「幅に対する深さの比率が5倍を超え」が削除され、「コバルト」も削除され、「原子層堆積装置」を「原子層堆積法により充填するように設計したもの」と変更された。強化と明確化が混在している。

6) 貨物等省令第6条第十七号ラ(明確化・緩和)

昨年度追加した品目(成膜装置)の見直しのひとつ。従来、柱書で、①400度超650度未満の温度で成膜する装置と②ウェハが設置された空間とは異なる空間で発生させたラジカルにより化学反応を促進させることで成膜する装置を規定していた。それを(一)に②を再規定、規制内容は全く同じである。(二)に①を再規定したが、「次の全てに該当するもの」として、1. …ポートを有するもの、2. …インジェクターを有するもの、3. …インジェクターが異なるもの、の規制パラメータが導入され、該当要件が厳しくなり、その意味では緩和である。

7) 貨物等省令第6条第十七号ヅ(明確化)

昨年度追加した品目(成膜装置)の見直しのひとつ。「プラズマにより成膜するように設計した装置」が「プラズマを用いた化学的気相成長法により成膜するように設計した装置」になった。おそらく成膜の方法をより具体的にしたもので、明確化と言える。

8) 貨物等省令第6条第十七号オ(強化)

昨年度追加した品目(成膜装置)の見直しのひとつ。従前は「金属配線間の隙間(幅が2.5ナノメートル未満であり、かつ、深さが50ナノメートル超のものに限る。)」と深さについては「50ナノメートル超」と具体的な数値が規定されていたが、「当該幅に対する深さの比率が1倍以上のものに限る。」と「比率」がパラメータになっている。そうすると、たとえば幅が20ナノメートルであり、比率が1以上ということであれば、深さが20ナノメートル以上であれば、従来は非該当であったものが、該当になる可能性があり、強化である。

9) 貨物等省令第6条第十七号ヤ(明確化)

昨年度追加した品目(洗浄除去装置)の見直しのひとつ。単に「装置」としていたものを「洗浄除去装置」とし、装置の機能が「洗浄除去」であることを明確にしたものである。

解釈で「成膜装置を除く。」とされている。

10) 貨物等省令第6条第十七号マ(明確化)

昨年度追加した品目(洗浄除去装置)の見直しのひとつ。単に「装置」としていたものを「洗浄除去装置」とし、装置の機能が「洗浄除去」であることを明確にした。また、「(ウに該当するものを除く。)」を追加した。「ウ」は「成膜装置」に分類されるものだが、「ウ」と「マ」は、「複数のチャンバーを有し」とか「前処理」とか機能的に似通っているところがあるが、「ウ」と「マ」のダブル該当はないことを明確化したものである。解釈でも「成膜装置」は除外されている。

11) 貨物等省令第6条第十七号の四(強化)

「半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡」が追加された(「解釈」で「チップの設計の復元用に設計したのを含む。」とされている。)。輸出令別表第1の7の項(16)の「半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置」の範疇に入るものだが、「法技術的理由」により、つまりは貨物等省令第6条第十七号の範疇に収まりきれないから、第十七号の四に規定したのだろう。ただし、第十七号の三は7の項(17の2)の範疇であるからして、パブリックコメントでは、「昨年度の改正において、政令上の規定順との対応関係を考慮して規定されたことに倣えば、以下のような形になるのではないかと思います。」と提案した。

貨物等省令(第6条)	対応する政令
第十七号	7の項(16)・(17)
新第十七号の二(改正案第十七号の四)	7の項(16)
新第十七号の三(現行第十七号の二を号ずれ)	7の項(16)
新第十七号の四(現行第十七号の三を号ずれ)	7の項(17の2)

ともあれ、「半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した」と特殊用途用の「走査型電子顕微鏡」であるが、規制パラメータとしてイからトを導入し、この「全てに該当するもの」としている。(素人でしかないが)該当要件が高すぎるという感じがしないでもない。

一方「SEMI規格に準拠したウエハの搬送・保管用にウエハ搬入部を設計したものは規制から除外されている。

(3) 輸出令別表第1の8の項

1) 貨物等省令第7条第一号(明確化)

「又はこれらの部分品」を「これらの電子組立品若しくは部分品」とする。一見、「電子組立品」が追加されたように思えるが、WAの原文は変更になっていなく、WA原文により忠実にしたものである。

CISTECからは、本件についてパブリックコメントを提出している。

「WAの合意がないので、規制英文を推測するしかないのですが、次のようになるのではないかと、思われます。

Quantum computers and related “electronic assemblies” and components therefor, as follows: すなわち、“electronic assemblies” という用語が用いられ、解釈にも「6の「組立品」に同じ。」と新設されています。

ただ、この“electronic assemblies” という用語は、WAのカテ4の他の箇所、たとえば4.A.3. “Digital computers”, “electronic assemblies”, and related equipment therefor, as follows and specially designed components therefor: あるいは4.A.4. Computers as follows and specially designed related equipment, “electronic assemblies”

and components therefor: にもあります。これらの箇所は、我が国の貨物等省令では、次のようになっています。(第7条第三号)「デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品」(第7条第四号)「電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品」WAの原文には、” electronic assemblies” が用いられているにもかかわらず、どこにも「組立品」又は「電子組立品」が反映されていません。したがって、この改正を機に7条で「“electronic assemblies “」の扱いを統一する必要があるものと考えます。」

2) 貨物等省令第7条第三号柱書き、ハ(明確化)

「部分品」を「電子組立品」とする。WAの原文は変更になっていなく、WA原文により忠実にしたものである。

(上記 1) 参照)

3) 貨物等省令第7条第四号(明確化)

「若しくは部分品」を「電子組立品若しくは部分品」とする。一見、「電子組立品」が追加されたように思えるが、WAの原文は変更になっていなく、WA原文により忠実にしたものである。

(上記 1) 参照)

4) 貨物等省令第7条第六号(強化)

「量子計算機又はその電子組立品若しくは部分品」が追加される。イは量子計算機そのものであり、ロが量子ビットデバイス又は量子ビット回路、ハが量子制御部品又は量子測定デバイスである。

また、「貨物等省令第7条第六号中の」として「量子計算機」「電子組立品」「完全に制御され」「接続され」「使用可能な」「物理量子ビット」に関して「解釈」が新設されている。

イの規制パラメータは「完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビット」の数と「C-NOTエラー」の数の組み合わせである。次の(一)から(八)のいずれかに該当する量子計算機が該当になる((八)だけが、C-NOTエラーのパラメータがない。)

	物理量子ビット	C-NOTエラー
(一)	34個以上100個未満	0.0001以下
(二)	100個以上200個未満	0.001以下
(三)	200個以上350個未満	0.002以下
(四)	350個以上500個未満	0.003以下
(五)	500個以上700個未満	0.004以下
(六)	700個以上1,100個未満	0.005以下
(七)	1,100個以上2,000個未満	0.006以下
(八)	2,000個以上	—

また、「貨物等省令第7条第六号イ中の」として「完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを有するもの」と「C-NOTエラー」の解釈が新設されている。

ロは、イに該当する量子計算機のために特に設計した「量子ビットデバイス(物理量子ビットのアレイを含む)」又は「量子ビット回路」が規制される。また、「貨物等省令第7条第六号ロ中の」として「量子ビットデバイス又は量子ビット回路」の解釈が新設されている。

ハは、イに該当する量子計算機のために特に設計した「量子制御部品」又「量子測定デバイス」が規制される。また、「貨物等省令第7条第六号ハ中の」として「量子制御部品又は量子測定デバイス」の解釈が新設されている。

(4) 外為令別表の7の項

1) 貨物等省令第19条第3項第七号（強化）

外為令別表の7の項（3）の集積回路の設計又は製造に係る技術に「走査型電子顕微鏡」に係るプログラムが追加される。走査型電子顕微鏡により取得した画像から①GDSⅡデータ（解釈あり：集積回路の設計において、その集積回路又は回路配置のネットワークのためのデータベースファイル形式をいう。）又はこれと同等の標準レイアウトデータを抽出し、②当該データの層間位置合わせを実行し、③多層のGDSⅡデータ又は回路のネットリストを生成するために設計したプログラムが追加される。「抽出」「実行」「生成」が主な機能である。

2) 貨物等省令第19条第3項第八号（強化）

ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ（GAAGET）（解釈あり）の構造を有する集積回路又は半導体素子の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）が追加される。ただし、プロセスデザインキットやツールの認定又は保守に用いるものに該当する場合は、規制されない。

この「技術」は、解釈で「プロセスレシピ（特定のプロセスステップのための一連の条件及びパラメータをいう。）」を含み、「ツール」は解釈で「半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置」を含んでいる。

(5) 外為令別表の8の項

1) 貨物等省令第20条第1項第一号（明確化）

「第7条各号」を「第7条第一号から第五号までのいずれかに」とし「第六号」の量子計算機を別枠にしている。

2) 貨物等省令第20条第1項第二号（明確化）

「第7条各号」を「第7条第一号から第五号までのいずれかに」とし「第六号」の量子計算機を別枠にしている。

3) 貨物等省令第20条第1項第三号（強化）

量子計算機の電子組立品と部分品（第7条第六号ロとハ）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）が規制対象に追加される。量子計算機そのものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）は規制されていない。

4) 貨物等省令第20条第1項第四号（強化）

量子計算機の電子組立品と部分品（第7条第六号ロとハ）を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）が規制対象に追加される。量子計算機そのものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）は規制されていない。

5) 貨物等省令第20条第2項第二号（明確化）

「部分品」を「電子組立品」とするもの。規制範囲に変更はない。

6) 貨物等省令第20条第2項第五号（明確化）

「部分品」を「電子組立品」とするもの。規制範囲に変更はない。

2. 通達類（解釈以外）

(1) 提出書類通達

1) 別表1 貨物、仕向地及び提出書類

①輸出令別表第1の5から13までの項「と地域①」「ち地域」（明確化・強化）

- ・（ロ）は、貨物等省令第6条第二号が「マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品」であるから、記載不要と考えたのだろう。また、最後に「限る。」としたのも、限定であることを協調したものであろう。範囲に変更はない。（明確化）
- ・（ハ）に輸出令別表第1の7の項（1）、貨物等省令第6条第一号カ（相補型金属酸化膜半導体集積回路）と第6条第十七号の四（走査型電子顕微鏡）が追加（「次のいずれにも該当しないもの」が拡大した。（強化）
- ・（ト）に貨物等省令第7条第六号（量子計算機）が追加（強化）

②輸出令別表第1の7の項（1）、（2）、（16）から（18）まで、（22）又は（23）

「い地域①」「と地域②」「ち地域」（明確化・強化）

- ・輸出令別表第1の7の項（1）が追加（強化）
- ・ひとつの塊として記述していた貨物等省令を（イ）（ロ）（ハ）分かち書きに（明確化）
- ・（ロ）に貨物等省令第十七号の四が追加（強化）

③輸出令別表第1の8の項「い地域」「と地域②」「ち地域」（強化）

貨物等省令第7条第六号が追加

2) 別表2 技術、提供先国及び提出書類

①外為令別表の5から13までの項「い地域①」（強化）

局申請の別表2の付表2の除外が追加

②外為令別表の5から13までの項「い地域①」（強化）

本省申請の別表2の付表2が追加

3) 別表2の付表2

①1の外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもの（強化）

（ロ）に貨物等省令第6条第一号カ、第十七号の四が追加

②2の外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第五号に該当するもの（強化）

（ロ）に貨物等省令第6条第十七号の四が追加

③4の外為令別表の7の項（3）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第3項第七号又は第八号のいずれかに該当するもの（強化）

この項目全体が追加

④ 5の外為令別表の8の項（1）に掲げる技術であって、次のいずれかに該当するもの（強化）

（イ）は従来のものであるが、（ロ）貨物等省令第20条第1項第三号（量子ビットデバイス又は量子ビット回路、量子制御部品又は量子測定デバイスの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。））又は第四号（量子ビットデバイス又は量子ビット回路、量子制御部品又は量子測定デバイスを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。））のいずれかに該当するもの、が追加

（2）包括許可取扱要領

1）別表A

① [7の項] 輸出令別表第1の7の項（1）又は（3）から（14）に掲げる貨物（強化）

貨物等省令第6条第一号の「カ」が適用不可。

② [7の項] 輸出令別表第1の7の項（2）に掲げ貨物（明確化）

内容に変更なし。

③ [7の項] 輸出令別表第1の7の項（1）、（16）又は（17）に掲げる貨物（強化）

輸出令別表第1の7の項（1）、貨物等省令第6条第一号カ。第十七号の四が追加。「と地域③」は「特定」である。

④ [7の項] 輸出令別表第1の7の項（18）、（22）又は（23）に掲げる貨物（明確化）

イとロに分かち書き。内容に変更なし。

⑤ [8の項] 輸出令別表第1の8の項掲げる貨物（強化）

貨物等省令第7条第六号が追加。「と地域②」は「特定」である。

2）別表B

①外為令別表の7の項（1）に掲げる技術

・輸出令別表第1の7の項（1）、（16）又は（17）に掲げる貨物の技術（明確化・強化）

新設ではあるが、従来のものに輸出令別表第1の7の項（1）と貨物等省令第6条一号カと十七号の四が追加。

・輸出令別表第1の7の項（2）、（18）（22）又は（23）に掲げる貨物の技術（明確化）

従来のものを統合化し、かつイ、ロと分かち書き。

②外為令別表の7の項（2）から（5）に掲げる貨物

・外為令別表の7の項（2）に掲げる技術（緩和）

「・・・いずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラムに限る。」と範囲を限定。これ以外の技術は、「と地域③」は「特定」から「特別一般」へ。

・外為令別表の7の項（3）に掲げる技術（強化）

「貨物等省令第19条第3項第七号又は八号に該当するもの」は「い地域①」「と地域②（と地域③を除く。）」「と地域③」はいずれも「特定」

③外為令別表の8の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第三号又は第四号のいずれかに該当するもの（強化）

「い地域①」と「と地域②」とともに「特定」

5. 技術管理強化のための官民対話スキーム（10月30日公布、施行、一部は12月30日施行）

外為令別表の16の項の設計・製造技術の外国への移転を対象に、時間的経過の伴う軍事転用懸念に対応するべく、貿易外省令第9条第2項第七号のインフォーム規定であるロとニが次のように改正された。（太字下線部が追加）

- ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ（その技術を提供した後にその提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき
- ニ その技術が輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれ（その技術を提供した後にその提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

（以上10月30日公布・施行）

また、同じく同省令第10条第3項に「告示又は通知する方法により、報告を求める事項を明示して必要な報告書の提出を命ずるものとする。」と改正に「告示」が追加された。

この「告示」は「貿易関係貿易外取引等に関する省令第10条第3項の規定に基づき、重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項」（経済産業省告示第178号）として新設された。

その第一号は行為類型と報告書の様式を規定し、第二号は重要管理対象技術として積層セラミックコンデンサの設計又は製造技術をはじめ10の設計・製造技術が規定された。

（以上10月30日公布、12月30日施行）

＊本件については2025年1月号のCISTECジャーナル参照

「技術管理強化のための官民対話スキーム」に関するパブリックコメント結果及び改正貿易外省令、告示の公布について

https://www.cistec.or.jp/journal/data/2501/03_yusyutukanrinews01.pdf

リスト改正の概要（2025年1月のパブリックコメントの内容）

（1）2の項

1）輸出令別表第1の2の項（49）

Nucler Suppliers Groupe(以下NSGという。)ガイドライン Part 2 の原文は次のとおり。

2.A.2. Wet-proofed Pplatinised catalysts specially designed or prepared for promoting the hydrogen isotope exchange reaction between hydrogen and water for the recovery of tritium from ~~heavy~~-water or for the production or upgrading of heavy water.

このNSGの本文は、for the recovery of tritium from **heavy water** は for the recovery of tritium from **water** と改定されたので、冒頭の「重水からトリチウムを回収するため」が「水からトリチウムを回収するため」に改正される。

2）貨物等省令第1条第十号ロ（二）

NSGガイドライン Part 2 の原文は次のとおり。

4.B.2. Hydrogen-cryogenic distillation columns having all of the following characteristics:

- a. Designed for operation at internal temperatures ~~of in the range of 15 K (-258 °C) to 35 K (-238 °C) or less;~~
- b. Designed for operation at internal pressures in the range of 0.5 to 5.0 MPa to 1 MPa;
- c. Constructed of either:
 1. ~~Austenitic Sstainless steel of the Society of Automotive Engineers International (SAE) 300-series with low sulphur content and with an austenitic ASTM (or equivalent standard) grain size number of 5 or greater; or~~
 2. Equivalent materials which are both cryogenic and hydrogen (H₂)-compatible between 15 K (-258 °C) and 35 K (-238 °C); and
- d. With internal diameters of 30 cm or greater and ‘effective lengths’ of 4 m or greater.

貨物等省令第1条第十号ロ（二）では、1がc 1、2、3がa、4がbに対応する。

3）貨物等省令第1条第二十二号ロ（四）

NSGガイドライン Part 2 の原文は次のとおり。

2.A.3. Composite structures in the form of thin-walled tubes having ~~both~~ all of the following characteristics:

- a. An inside diameter of between 75 and ~~400~~650 mm; ~~and~~
- b. A thickness of 12 mm or less; and
- ~~b~~c. Made with any of the “fibrous or filamentary materials” specified in Item 2.C.7.a. or carbon prepreg materials specified in Item 2.C.7.c.

この改定により、貨物等省令第1条第二十二号ロ（四）は「内径が75ミリメートル超650ミリメートル未満、かつ、厚さが12ミリメートル未満のもの」と改正される。パラメータに厚さが加わったことで、円筒形の形が明確になる。

4）貨物等省令第1条第五十九号

繰り返しになるが、NSGガイドライン Part 2 の原文を次のとおり。

2.A.2. Wet-proofed Pplatinised catalysts specially designed or prepared for promoting the hydrogen isotope exchange reaction between hydrogen and water for the recovery of tritium from ~~heavy~~-water or for the production or upgrading of heavy water.

「重水 = heavy water.」が「水 = water」に、「製造 = the production」が「製造（精製を含む。） = the production or upgrading」に、「白金を用いた触媒 = platinised catalysts」が「白金を用いた疎水性の触媒 = wet-proofed platinised catalysts」に改正される。

5) 運用通達解釈「分離用若しくは再生用に設計した装置」

「処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。」が明確化され、「再処理の過程において照射済み核燃料物質等と接触する装置 次のいずれかに該当するものを含む。」となる。また、「保管又は貯蔵容器」については NSG 寄りに明確化される。

NSGガイドライン Part 2 の 3.4 は次のとおり。

3.4. Chemical holding or storage vessels Especially designed or prepared holding or storage vessels for use in a plant for the reprocessing of irradiated fuel. **The holding or storage vessels must be resistant to the corrosive effect of nitric acid.**

解釈では「硝酸に対して耐食性を有する」と改正される。

6) 運用通達解釈「貨物等省令第 1 条第五号中の制御装置」

現行の解釈「分離用若しくは再生用に設計した装置」の「ホ 照射済み核燃料物質等の再処理工場で自動プロセス制御システムと統合及び使用されるように特に設計又は製造された中性子測定装置」がイとして再規定される。

7) 運用通達解釈「貨物等省令第 1 条第十号ロ（二）中の同等の材料」

4.B.2. に次の Technical Note 2: が追加され、解釈に反映される。

Technical Note 2: Equivalent materials could include, but are not limited to the following materials:

- a. aluminium,
- b. aluminium alloys,
- c. copper alloys,
- d. nickel alloys, and
- e. titanium alloys.

8) 運用通達解釈「貨物等省令第 1 条第十四号イからハまでの規定中の位置決め精度」

「工作機械の位置決め精度等の晋告値等について」という別の通達の規定に委ねる改正である。

(2) 3 の項

1) 貨物等省令第 2 条第 1 項第一号

軍用の化学製剤の原料となる物質、これらの混合物等に Australia Group（以下 AG という。）合意で **90.Dipropylamine (142-84-7)** が追加された。貨物等省令第 2 条第 1 項第一号ではイロとして「ジプロピルアミン」として追加される。

2) 貨物等省令第 2 条第 2 項第十一号イ

AG リストが次のように改定された。

(a) designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents, or AG-controlled precursors with a ‘minimum detection limit’ at concentrations of less than 0.3 mg/m³; or

貨物等省令第 2 条第 2 項第十一号イは、この改定を受けて「空気中における濃度が 1 立方メートル当たり 0.3 ミリグラム未満であっても検知することができるものであり、」が a ‘minimum detection limit’ を「最小検

出限界」としたうえで「空気中において検知できる最小検出限界が1立方メートル当たり0.3ミリグラム未満であり、」と改正される。

3) 運用通達解釈「最小検出限界」

A Gに次の Technical note が追加された。」

Technical note 1: The ‘minimum detection limit’ of toxic gas monitors or monitoring systems is the lowest detectable concentration of the analyte required to produce a signal greater than three times the standard deviation of the toxic gas monitor’s or monitoring system’s signal when measuring a blank sample.

In the case of toxic gas monitors or monitoring systems having a deadband or programmed zero suppression, the ‘minimum detection limit’ is the lowest detectable concentration required to produce a reading.

この内容が、解釈に追加される。文脈を無視していうと「最小検出限界とは・・・分析物の検出可能な最低限度の濃度」である。最小検出限界という概念は検知装置のみならず、微量成分の分析計や放射線測定器等の分野で良く知られており、今般の改正は規制の明確化であると考えられる。

(3) 3の2の項

1) 貨物等省令第2条の2第1項第三号

A G合意をうけて、「毒素（免疫毒素）」に 24.Neosaxitoxin (NEO) が追加され、「ネオサキシトキシン」として、貨物等省令第2条の2第1項第三号に追加される。

2) 運用通達解釈「ワクチン」

「ワクチン」の解釈の「臨床試験」が「臨床試験（獣医学的臨床試験を含む。）」と再規定される。明確化である。

(4) 5の項

1) 貨物等省令第4条第四号

i. 柱書き

Wassenaar Arrangement（以下WAという。）の1.B.1. が次のように改定された。

1.B.1. Equipment **designed** for the “production” ~~or inspection~~ of “composite” structures or laminates ~~specified by 1.A.2. or “fibrous or filamentary materials” specified by 1.C.10., as follows, and specially designed components and accessories therefor~~

柱書きの冒頭の「第二号、第十五号又は第14条第一号に該当するものの製造用の装置」が「繊維を使用した成型品又は繊維若しくはこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームの製造用の装置」に改正される。

ii. ニ

WAの1.B.1.d. が次のように改定された。

1.B.1.d. Equipment specially designed or **adapted modified** for the “production” of reinforcement fibres “**fibrous or filamentary materials**” **specified by 1.C.10., as follows:**

ニの冒頭の「繊維の製造用の装置」が「第十五号に該当する繊維を製造するために特に設計又は改造した装置」と改正される。specially designed or **modified** が「特に設計又は改造した」と明確に区別されて規定されている。

iii. ホ

WAの1.B.1.e. が次のように改定された。

1.B.1.e. Equipment **specially designed or modified for the production of prepregs specified by 1.C.10.e. by the 'hot melt method'** ;

「第十五号ホに該当するプリプレグ」を単に「プリプレグ」とし、「製造する装置」を「製造するために特に設計又は改造した装置」と」改正される。

3) 運用通達解釈「ホットメタル方式」

WAの1.B.1.e. の 'hot melt method' ; に次の Technical Note が追加された。

Technical Note

For the purposes of 1.B.1.e., the 'hot melt method' is the process of applying pressure and heat to impregnate "fibrous or filamentary materials" with resin that has been pre-laminated onto a carrier substrate, such as film or paper.

この内容が「解釈」として規定される。

4) 輸出令別1の5の項(19)、貨物等省令第4条第十六号

WAの1.C.11. が次のように改定された。

1.C.11. Metals and compounds, as follows:

e. Iodine pentafluoride (CAS 7783-66-6).

この改定により、「五ふっ化よう素」が追加される。

5) 外為令別表の5の項(8)、貨物等省令第17条第7項

「電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術」が「電波若しくは赤外線の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術」に改正される。

昨年度、WAのVSLにあたる輸出令別1の15の項(2)と貨物等省令第14条第二号は「電波若しくは赤外線の吸収材又は導電性高分子」に改正されたが、SLにあたる技術についての手当はされていなかった。

今般の改正は、追っかけの補正である。

(5) 6の項

1) 輸出令別1の6の項(10)

「積層造形用の装置又は部分品」が追加される。「意見募集について」では、＜重要・新興技術関連品目＞として、輸出令別1の6の項(10)、貨物等省令第5条第十二号、が挙げられている。これまでは、貨物等省令第12条第十一号ハに「超合金用に設計した一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置」があり、特定用途のための「積層造形を行う装置」であると思われるが、6の項に規定したということは、汎用性を有する、いわゆる3Dプリンタの装置があらたに規制対象になる、ということである。「意見募集について」では「国際的な協調の下、責任ある技術保有国として、・・・輸出管理の対象に追加する」とあるので、昨年4月の産講審中間報告の提言のひとつである「機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携」の一環であるのだろう、と考える。

2) 貨物等省令第5条第十二号

柱書きにおいて「金属若しくは合金の部品を製造するために設計された積層造形用の装置」と、汎用性を有するとはいえ、「金属若しくは合金」用と限定されている。

そのうえで「イからニまでの全てに該当するもの」として、そのパラメータが規定されている。

イ、レーザー等の熱源、ロ、不活性ガス等の制御されたプロセス環境を有するもの、ハ、電子式のカメラ等の同軸構成又は近軸構成であるインプロセス監視機能を有するもの、ニ、ハのインプロセス監視からのフィードバックに応じての熱源のパラメータ、製造経路、閉ループ制御可能なもの

3) 運用通達解釈「同軸構成」「近軸構成」「インプロセス監視」

貨物等省令第5条第十二号のハにでてくる「用語」の解釈が規定される。

4) 外為令別表の6の項(6)、貨物等省令第18条第6項

外為令別表の6の項に「(6) 被覆したセラミックの複合材料の設計又は製造に係る技術」が追加される。セラミックマトリックス複合材料の腐食を防ぐために設計したもの、1,100度超の温度で使えるように設計したもののコーティングシステムシステムの設計、製造技術である。これも＜重要・新興技術関連品目＞のひとつである。

(6) 7の項

1) 貨物等省令第6条第一号ロ

カスタム集積回路の()内の「ルからカまで」が「ルからヨまで」に改正される。これは、貨物等省令第6条第一号に、量子コンピュータ関連の「揮発性メモリを含まない他の集積回路との間で全ての入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計が600ギガバイト毎秒以上である集積回路」がヨとして追加になったことによるものである。

2) 貨物等省令第6条第一号チ

「(ヨに該当するものを除く。)」が追加されるが、量子コンピュータ関連はヨに集中して規定し、ここでは量子コンピュータ関連以外の規制であることを明確にするための除外であろう、と思う。

3) 貨物等省令第6条第一号ヨ

＜重要・新興技術関連品目＞である。量子コンピュータ関連の集積回路を、Total processing performance (‘TPP’) = 合計処理機能という概念を用いて、

- (一) として、TPPが6,000以上である機械語命令を実行するデジタルプロセッサプロセッサユニットを一以上有するもの
- (二) として(一)以外のTPPが6,000以上であるデジタル基本演算ユニットを一以上有するもの
- (三) TPPが6,000以上であるアナログ基本演算ユニットを一以上有するもの
- (四) (一) から (三) の組み合わせのTPPの総和が6,000以上であるものを有するもの

4) 運用通達解釈「貨物等省令第6条第一号ヨ中の集積回路」

「GPU s」「TPU s」「ニューラルプロセッサ」等を含むとされている。

5) 運用通達解釈「TPP」と「基本演算ユニット」

貨物等省令第6条第一号ヨに関連の「TPP」と「基本演算ユニット」が規定される。

6) 貨物等省令第6条第二号リ

WAの3.A.1.b.7. が次のように改定された。

3.A.1.b.7. Converters and harmonic mixers, that are any of the following:

- a. Designed to extend the frequency range of “signal analysers” beyond ~~90~~ **110** GHz;
- b. Designed to extend the operating range of signal generators as follows:
 1. Beyond ~~90~~ **110** GHz;
 2. To an output power greater than 100 mW (20 dBm) anywhere within the frequency range exceeding 43.5 GHz but not exceeding ~~90~~ **110** GHz;
- c. Designed to extend the operating range of network analysers as follows:
 1. Beyond 110 GHz;
 2. To an output power greater than ~~31.62~~ **100** mW (~~+5~~ **20** dBm) anywhere within the frequency range exceeding 43.5 GHz but not exceeding ~~90~~ **110** GHz;
 3. ~~To an output power greater than 1 Mw (0 dBm) anywhere within the frequency range exceeding 90 GHz but not exceeding 110 GHz; or~~ **Not used since 2023**

この数値の改定にしたがって、貨物等省令第6条第二号リが改正される。

7) 貨物等省令第6条第二号ヨ

＜重要・新興技術関連品目＞のひとつである。

「パラメトリック信号増幅器」が新たに規制対象になる。解釈で「超電導進行波パラメトリック信号増幅器を含む。」となっていることや（一）で、「零下 **272.15** 度未満で作動するように設計したもの」であることから、量子コンピュータ関連の規制であることがわかる。

8) 貨物等省令第6条第十二号ロ、ハ、ニ

WAの3.A.2.c.の2, 3, 4が次のように改定された。

3.A.2.c.” Signal analysers” as follows:

2. “Signal analysers” having a Displayed Average Noise Level (DANL) less (better) than ~~– 150~~ **160** dBm/Hz anywhere within the frequency range exceeding 43.5 GHz but not exceeding ~~90~~ **110** GHz;
3. “Signal analysers” having a frequency exceeding ~~90~~ **110** GHz;
4. “Signal analysers” having all of the following:
 - a. ‘Real-time bandwidth’ exceeding ~~170~~ **520** MHz; and
 - b. Having any of the following:
 1. 100% probability of discovery, with less than a 3 dB reduction from full amplitude due to gaps or windowing effects, of signals having a duration of ~~15~~ **8** μs or less; or
 2. A ‘frequency mask trigger’ function with 100% probability of trigger (capture) for signals having a duration of ~~15~~ **8** μs or less;

この数値の改定にしたがって、貨物等省令第6条第十二号が改正される。

9) 貨物等省令第6条第十三号

WAの3.A.2.d.が次のように改定された。

3.A.2. d.Signal generators having any of the following:

1. Specified to generate pulse-modulated signals having all of the following, anywhere within the frequency range exceeding 31.8 GHz but not exceeding 37 GHz:
 - a. ‘Pulse duration’ of less than 25 ns; and
 - b. On/off ratio equal to or exceeding 65 dB;

Technical Note

For the purposes of 3.A.2.d.1.a., ‘pulse duration’ is defined as the time interval from the point on the leading edge that is 50% of the pulse amplitude to the point on the trailing edge that is 50% of the pulse amplitude.

2. An output power exceeding 100 mW (20 dBm) anywhere within the frequency range exceeding 43.5 GHz but not exceeding ~~90~~ **110** GHz;
3. A “frequency switching time” as specified by any of the following:
 - g. Less than 100 μ s for any frequency change exceeding 5.0 GHz within the frequency range exceeding 75 GHz but not exceeding ~~90~~ **110** GHz;
4. A single sideband (SSB) phase noise, in dBc/Hz, specified as being any of the following:
 - a. Less (better) than $-(126+20 \log_{10} F - 20 \log_{10} f)$ anywhere within the range of $10 \text{ Hz} \leq F \leq 10 \text{ kHz}$ anywhere within the frequency range exceeding 3.2 GHz but not exceeding ~~90~~ **110** GHz; or
 - b. Less (better) than $-(206 - 20 \log_{10} f)$ anywhere within the range of $10 \text{ kHz} < F \leq 100 \text{ kHz}$ anywhere within the frequency range exceeding 3.2 GHz but not exceeding ~~90~~ **110** GHz;
5. An ‘RF modulation bandwidth’ of digital baseband signals as specified by any of the following:
 - d. Exceeding 5.0 GHz within the frequency range exceeding 75 GHz but not exceeding ~~90~~ **110** GHz; or
6. A maximum frequency exceeding ~~90~~ **110** GHz;

Note 1 *For the purposes of 3.A.2.d., signal generators includes arbitrary waveform and function generators.*

Note 2 *3.A.2.d. does not apply to equipment in which the output frequency is either produced by the addition or subtraction of two or more crystal oscillator frequencies, or by an addition or subtraction followed by a multiplication of the result.*

Technical Notes

~~1. For the purposes of 3.A.2.d., the maximum output frequency of an arbitrary waveform or function generator is calculated by dividing the sample rate, in samples/second, by a factor of 2.5.~~

~~2. For the purposes of 3.A.2.d.1.a., ‘pulse duration’ is defined as the time interval from the point on the leading edge that is 50% of the pulse amplitude to the point on the trailing edge that is 50% of the pulse amplitude.~~

この数値の改定にしたがって、貨物等省令第6条第十三号が改正される。

なお、pulse duration に関する Technical Note は 3.A.2.d. 末尾から 3.A.2.d.1.a. 直下に移動しただけであり内容としては変わらず、従って解釈の改正もない。

10) 貨物等省令第6条第十四号

WAの 3.A.2.e. が次のように改定された。

3.A.2. e. Network analysers having any of the following:

1. An output power exceeding ~~31-62~~ **100** mW (~~15~~ **20** dBm) anywhere within the operating frequency range exceeding 43.5 GHz but not exceeding ~~90~~ **110** GHz;
2. An output power exceeding ~~1 mW (0 dBm)~~ anywhere within the operating frequency range exceeding ~~90~~ GHz but not exceeding ~~110~~ GHz; **Not used since 2023**

この数値や削除の改定にしたがって、貨物等省令第6条第十四号が改正される。

11) 輸出令別 1 の 7 の項 (15 の 3)、貨物等省令第 6 条第十六号の三

量子コンピュータに不可欠の「極低温用に設計した冷却装置又はその部分品」が規制される。これも＜重要・新興技術関連品目＞のひとつである。

貨物等省令第 6 条第十六号の三のイとロのいずれかに該当するものが規制される。

12) 貨物等省令第 6 条第十七号柱書き

貨物等省令第 6 条第十七号柱書きから「集積回路の製造用のマスク若しくはレチクル」が削除される。現行は、貨物等省令第 6 条第十七号は、輸出令別 1 の (16) と (17) の両方が混在して規定されているが、この改正によって輸出令別 1 (16) だけの規定になり、わかりやすくなる。

この「集積回路の製造用のマスク若しくはレチクル」が削除されることによって、貨物等省令第 6 条第十七号から、ト、チ、リが削除され、輸出令別 1 (17) の規定の傘下としてト、チ、リは第十七号の三に再規定される。

13) 貨物等省令第 6 条第十七号イ (二)

WA の 3.B.1.3. a. 2. が次のように改定された。

a. Equipment designed for epitaxial growth as follows:

2. Metal Organic Chemical Vapour Deposition (MOCVD) reactors designed for compound semiconductor epitaxial growth of material having two or more of the following elements: aluminium, gallium, indium, arsenic, phosphorus, antimony, **oxygen**, or nitrogen;

貨物等省令第 6 条第十七号イ (二) に酸素が追加される。

14) 貨物等省令第 6 条第十七号カ、レ、ソ、ツ、ウ、ヰ、オ

これらは＜重要・新興技術関連品目＞であり、いくつかの数値の変更と新たに追加されるものとの重複排除規定が追加される。

15) 貨物等省令第 6 条第十七号コ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シ

これらは＜重要・新興技術関連品目＞であり、新規に追加される。METI の資料を借用すると、

コ、プラズマドーピングイオン注入装置

エ、露光装置のアップグレードのための装置

テ、ナノインプリントリソグラフィ装置

ア、シリコンの内部を垂直に貫通する電極等のエッチング装置

サ、EUV パターンを再形成やトリミングにより改善する装置（極端紫外パターンシェイピング装置）

キ、物理的な方法でタングステンの層を成膜する等の成膜装置

ユ、レーザーなどを用いて熱処理をする装置

メ、超臨界二酸化炭素を用いた洗浄装置

ミ、ウエハの欠陥を検査する装置

シ、重ね合わせ精度計測装置

が新たに規制対象になる。

これらに関連して運用通達の「解釈」がいくつか規定される。

＜参考＞

なお、これらの新規追記アイテムの殆どは 2024 年 12 月 5 日施行の EAR 新規追加 3B993 と 3B001 改定追加アイテムに対応している。

16) 貨物等省令第6条第十七号の二

第十七号の柱書きと比較すると、第十七号の二の柱書きからは「これらの部分品若しくは附属品」の文字がない。つまり、輸出令別1の7の項(16)に対応する貨物等省令ではあっても、本号は部分品、附属品は規制対象ではなく、「装置」レベルだけの規制であることがわかる。だから十七号とは別の号にしたのだろう、と思う。

イは、現行の第十七号の四の「走査型電子顕微鏡」がそのまま再規定され、ロは＜重要・新興技術関連品目＞であり、量子コンピュータ関連の「極低温ウエハープローバ」が新たに規制される。

17) 貨物等省令第6条第十七号の三

輸出令別1の7の項(17)に対応する貨物等省令であり、一部は現行の十七号から、一部は十七号の二からの移行である。現行の第十七号が輸出令別1の7の項(16)と(17)が混在しているのと比べると、あきらかにわかりやすくなる。

イは、現行の第十七号トが、ロは同じくチが、ハは同じくりが再規定される。ニは、＜重要・新興技術関連品目＞であり、ホは第十七号の二が再規定される。

18) 貨物等省令第6条第十八号の二

第十八号が「ヘテロエピタキシャル材料」となるものを規定しているが、第十八号の二として「エピタキシャル材料」となるものを新たに規制する。これは＜重要・新興技術関連品目＞である。

19) 輸出令別1の7の項(24)、貨物等省令第6条第二十五号

これらは＜重要・新興技術関連品目＞である。輸出令別1の7の項(24)「シリコン又はゲルマニウムのふっ化、水素化物又は塩化物」が追加され、貨物等省令第6条第二十五号が規定される。

20) 輸出令別1の7の項(25)、貨物等省令第6条第二十六号

これらは＜重要・新興技術関連品目＞である。輸出令別1の7の項(25)「シリコン、シリコンの酸化物、ゲルマニウム若しくはゲルマニウムの酸化物又はこれらの基板((18)及び(23)に掲げるものを除く。)若しくはインゴット、ブールその他のプリフォーム」が追加され、貨物等省令第6条第二十六号が規定される。

21) 貨物等省令第19条第3項第九号、第十号、第十一号

これらは＜重要・新興技術関連品目＞である。集積回路の設計又は製造の技術であり、次のいわゆるはみ出し技術が追加される。

第九号：複数のチップをマルチチップ集積回路に統合するための電子コンピュータ支援設計プログラム

第十号：マルチパターンを使用した集積回路のための電子コンピュータ支援設計プログラム

第十一号：深紫外リソグラフィのマスク・レチクル上のパターンのための計算機リソグラフィ用のプログラム

これらの関連用語が役務通達解釈に規定される。

(7) 8の項

1) 貨物等省令第7条第七号

貨物等省令第6条第一号ヨのT P P関連の集積回路を一つ以上有する、量子コンピュータ関連の電子計算機等が規制される。＜重要・新興技術関連品目＞である。

この電子計算機には、量子コンピュータのみならず「デジタル電子計算機、ハイブリッドコンピュータ及

びアナログコンピュータを含む。」(運用通達解釈)

2) 貨物等省令第20条第1項第一号、二号

貨物等省令第7条第七号が追加されることによる機械的な改正である。

(8) 9項

1) 貨物等省令第8条第九号イ柱書き

WAの5.A.2. a. が次のように改定された。

5. A.2..

- a. Designed or modified to use 'cryptography for data confidentiality' having a 'described security algorithm', ~~where that cryptographic capability is usable, has been activated, or can be activated by any means other than secure~~ "cryptographic activation", as follows:

この改定により、「〔当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるものに限る。〕」が削除になる。

ただし、削除の前半は運用通達解釈「データの機密性のための暗号機能」の本文に、又は以降の後半は又として再規定されている。

2) 貨物等省令第8条第九号イ（十一）

WA Note 2 Note 2 aが次のように改定された。

Note 2 5.A.2.a. does not apply to any of the following items, or specially designed "information security" components therefor:

- a. Smart cards and smart card 'readers/writers' as follows:

~~1. It is restricted for use in any of the following:~~

~~a. Equipment or systems not described by 5.A.2.a.1. to a.4.;~~

~~b. Equipment or systems not using 'cryptography for data confidentiality' having a 'described security algorithm'; or~~

~~c. Equipment or systems excluded from 5.A.2.a. by entries b. to f. of this Note; and~~

1. A smart card or an electronically readable personal document (e.g., token coin, e-passport) that meets any of the following:

- a. The 'cryptography for data confidentiality' having a 'described security algorithm' meets all of the following:

1. It is restricted for use in equipment or systems to which 5.A.2.a. does not apply for reasons other than the Cryptography Note (Note 3 in Category 5 – Part 2); and

2. It cannot be reprogrammed for any other use; or

この改定により貨物等省令第8条第九号イ（十一）1一が改正される。

また、3. Where the 'cryptography for data confidentiality' having a 'described security algorithm' is not user-accessible; と改定されたことにより、二ハは単なる「暗号機能」から「データの機密性確保のための暗号機能」に改正される。

さらに2. 'Readers/writers' ;

Technical Note

For the purposes of 5.A.2.a. Note 2.a.2., 'readers/writers' include equipment that communicates with smart cards or electronically readable documents through a

network

と改定され2は「**リーダライタ**（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）」と改正される。

3) 貨物等省令第8条第九号イ（十二）（十四）（十五）

WAの5.A.2.a.のTechnical NotesやNotesが改定された。たとえば、

5.A.2.a.

Technical Notes

1. For the purposes of 5.A.2.a., ‘cryptography for data confidentiality’ means “cryptography” that employs digital techniques for a cryptographic function or capability that is usable or can be made usable, other than any of the following:

a. ~f;

g. Wireless “personal area network” functionality implementing only published or commercial cryptographic standards;

h. Cryptographic operations specially designed for and limited to banking use or money transactions, including the collection and settlement of fares or credit functions;

i. Key management in support of and limited to functions and capabilities described in paragraph a. to h. above; or

j. Cryptographic functions or capabilities that have not been activated or enabled, and can only be activated or enabled by means of secure “cryptographic activation” .

こうした改定により、現行の貨物等省令第8条第九号イ（十二）の「銀行業務・決済」は削除され、運用通達解釈「データ機密性確保のための暗号機能」に「チ」として再規定される。したがって、現行の（十三）が繰り上がり（十二）となる。そのうえで、Notesのcが次のように改定された。

c. Portable or mobile radiotelephones **designed** for civil use, other than satellite telephones, that are not capable of any of the following

と改定になり。「民生用に設計した」と改正される。

現行の（十五）が繰り上がって（十四）となり、Notes eが次のように改定されたことを反映して改正される。

*e. Portable or mobile radiotelephones and similar client wireless devices, **designed** for civil use, that ~~implement only published or commercial cryptographic standards (except for anti-piracy functions, which may be non-published) and also meet the provisions of paragraphs a.2. to a.4. of the Cryptography Note (Note 3 in Category 5 – Part 2), that have been customised for a specific civil industry application with features that do not affect the cryptographic functionality of these original non-customised devices;~~, meeting all of the following:*

1. The non-customised devices satisfy the provisions of the Cryptography Note (Note 3 in Category 5 – Part 2); and

2. The ‘cryptography for data confidentiality’ having a ‘described security algorithm’ of the non-customised devices is not affected by the customisation, and implements only published or commercial cryptographic standards;

現行の（十六）は削除され、運用通達解釈「データ機密性確保のための暗号機能」に「ト」として再規定される。

現行の（十七）は（十五）に繰り上がり、WAの改定により、「同時に接続できるデバイス」が「16」から「32」となる。

4) 貨物等省令第8条第九号イ（十六）（十七）（十八）

現行の（十八）（十九）（二十）が繰り上がって、それぞれ（十六）（十七）（十八）になり、WAの改定に

より「情報システムのセキュリティ管理機能＝” information security” functionality」が「データの機密性確保のための暗号機能＝ ‘cryptography for data confidentiality’」に改正される。

(9) 12の項

1) 貨物等省令第12条第十号ニ

Wamp 8.A.2.o.2..d. が次のように改定された。

8. A.2. Marine systems, equipment and components, as follows:

o. Propellers, power transmission systems, power generation systems, and noise reduction systems and related equipment, as follows:

2. Water-screw propeller, power generation systems or transmission systems, designed for use on vessels, as follows:d.
Power transmission ~~shaft~~-systems incorporating “composite” ~~material components and capable of transmitting more than 2 MW~~ **shafts and designed to transmit power exceeding 10 MW;**

この改定が、貨物等省令第12条第十号ニに反映され、「2メガワットを超える出力を伝達することができるもの」から「10メガワットを超える出力を伝達するように設計したもの」と改正される。。

(10) 13の項

1) 貨物等省令第12条第六号イ

WAの9.A.6. aが次のように改定された。

9. A.6. Systems and components, specially designed for liquid rocket propulsion systems, as follows:

a. Cryogenic refrigerators, flightweight dewars, cryogenic heat pipes or cryogenic systems, ~~specially designed for use in space vehicles and capable of restricting~~ **designed to restrict** cryogenic fluid losses to less than 30% per year;

この改定が貨物等省令第12条第六号イに反映され、「宇宙空間用の飛しょう体又は打上げ用の飛しょう体に設計し、かつ」が削除される。

2) 貨物等省令第12条第六号ロ

WAの9.A.6. bが次のように改定された。

9. A. 6. b. Cryogenic containers or closed-cycle refrigeration systems, ~~capable of providing~~ **designed to maintain or produce** temperatures ~~of less than or equal to 100 K (-173.15°C) or less for «aircraft» capable of sustained flight at speeds exceeding Mach 3, launch vehicles or “spacecraft”;~~

この改定を受けて、「零下173.15度以下の温度を維持又は生成するように設計された極低温用容器又は閉伊サイクル冷却装置」とシンプルに改正される。

以上